

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(市川税務署長)

平成22年3月24日棄却・上告

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年7月31日判決、本資料259号-143・順号11256)

判 決

控訴人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	升永 英俊
同	柳沢 知樹
被控訴人	国
代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	市川税務署長
	和田 義昭
指定代理人	荒井 秀太郎
同	雨宮 恒夫
同	塩屋 ひと美
同	葛葉 兼一
同	田中 正美
同	森本 利佳

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成10年4月1日から平成11年3月31日までの事業年度(以下「平成11年3月期」という。)の法人税の更正処分のうち所得金額273億5825万2187円、納付すべき税額91億2222万3900円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの事業年度(以下「平成12年3月期」という。)の法人税の更正処分のうち所得金額190億5371万6492円、納付すべき税額54億7483万7600円を超える部分及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 4 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成12年4月1日

- から平成13年3月31日までの事業年度（以下「平成13年3月期」という。）の法人税の更正処分のうち所得金額154億0395万9687円、納付すべき税額44億4059万1500円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成19年4月23日付け裁決（以下「本件裁決」という。）により取り消された後の部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 5 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの事業年度（以下「平成14年3月期」という。）の法人税の更正処分のうち所得金額251億8363万2826円、納付すべき税額73億9233万5400円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも本件裁決により取り消された後の部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 6 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの事業年度（以下「平成15年3月期」という。）の法人税の更正処分のうち所得金額271億7283万3450円、納付すべき税額79億9913万6700円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも本件裁決により取り消された後の部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 7 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度（以下「平成16年3月期」という。）の法人税の更正処分のうち所得金額264億5663万6216円、納付すべき税額70億8746万4600円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも本件裁決により取り消された後の部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 8 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度（以下「平成17年3月期」という。）の法人税の更正処分のうち所得金額226億7582万9902円、納付すべき税額56億4587万4300円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分のうち82万6000円を超える部分（ただし、いずれも本件裁決により取り消された後の部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 9 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成10年4月1日から平成11年3月31日までの課税期間（以下「平成11年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、納付すべき消費税額32億9206万円、納付すべき地方消費税額8億2606万7000円を超える部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 10 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの課税期間（以下「平成12年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、納付すべき消費税額18億5361万3600円、納付すべき地方消費税額4億6990万0100円を超える部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 11 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの課税期間（以下「平成13年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、消費税の控除不足還付税額10億0115万2482円、地方消費税の還付額2億4332万2435円を下回る部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 12 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成13年4月1

日から平成14年3月31日までの課税期間（以下「平成14年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、消費税の控除不足還付税額4億6039万2415円、地方消費税の還付額10億4009万6229円を下回る部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。

13 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの課税期間（以下「平成15年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、納付すべき消費税額59億1626万4200円、納付すべき地方消費税額14億7906万6000円を超える部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。

14 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの課税期間（以下「平成16年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、納付すべき消費税額56億6686万8800円、納付すべき地方消費税額14億1671万7200円を超える部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。

15 市川税務署長が控訴人に対し平成18年3月28日付けでした控訴人の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの課税期間（以下「平成17年3月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、納付すべき消費税額51億3538万6400円、納付すべき地方消費税額12億8384万6600円を超える部分）及び重加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件事案の概要は、後記2のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人の当審における追加主張

(1) 争点(1)（本件業務委託料差額の交際費該当性）について

ア Hに支払われた業務委託料は、毎年、Bの代表者であったP（以下、「P社長」という。）が提示した金額で決定されていたのであり、契約当事者の交渉を経ておらず、本件清掃業務の相当な対価とはいえない。そもそも、本件清掃業務に乙の自宅が含まれていないにもかかわらず、Hは乙の自宅を清掃しており、HはBと対等な関係にあったとはいえない。

イ 控訴人からBに対して支払われた業務委託料は、それまでJに支払われていた金額をほぼそのまま引き継いだものであるから、経済的に合理的な価格である。すなわち、

(ア) 控訴人は、本社ビル及びDのパーク全体の清掃を委託していたJに対し、本社ビルに関する清掃業務を終了させ、業務委託料を月額338万6000円減額した上で、昭和58年9月以降、Kに対し、月額381万円で清掃業務を委託した。Kに支払う額をJに支払っていた額より増額したのは、本社ビルだけでなく、駐車場（従業員本社前駐車場）の清掃も併せて委託したからであり、内訳は、本社ビル清掃業務331万円、従業員本社前駐車場清掃業務50万円である。

なお、控訴人の清掃業務は従来、S部の所掌業務とされ、Jが1社で対応していたが、昭和58年4月のD開園後、清掃業務量が想定を超えて増大したため、控訴人は組織上の分掌業務を再編し、同年9月以降、本社ビル棟の本件清掃業務を、それ以外の清掃業務（Dのパーク内の清掃業務及びバックヤード施設の清掃業務）から分割し、S部等でなく総務

部が担当するようになった。

(イ) 控訴人は、昭和59年3月1日以降、Kに対する業務委託料を月額487万円に増額している。業務委託料が増額されたのは、新たに本社ビル増築棟が清掃対象に加わったからであり、内訳は、本社ビル清掃業務331万円、本社ビル増築棟清掃業務156万円である。なお、Kに委託する清掃業務の対象から、従業員本社前駐車場を廃止した。

(ウ) Kへの業務委託料が、Jに支払っていた月額338万6000円から月額487万円と約1.4倍に増額したのは上記(ア)、(イ)の事情によるのであって、Jが行っていた本社ビルの清掃価格は、むしろ微減した。

昭和59年9月1日から、本件清掃業務の委託先がKからBに変更しているが、これはKからBへの業務移管に伴うものであり、契約内容に変更はない。

(エ) Bによる清掃は評判が良く、B従業員が控訴人に表彰されるほどであり、控訴人は、支払った業務委託料に見合うレベルの清掃業務の提供をBから受けていた。

ウ 次のとおり、Bは、控訴人に対して、Hが本件清掃業務を行っていることを隠ぺいしていたのであり、控訴人は、平成17年6月2日付けU新聞記事(乙41)によって報道されるまで、Hが本件清掃業務を行っていたことを全く知らなかった。したがって、控訴人が、Hに本件清掃業務を行わせる前提の下、乙への利益供与を偽装するためにBに対して業務委託料を支払うことはあり得ず、ましてや、重加算税の賦課要件である故意の偽装・隠ぺい行為も存在しない。

(ア) 控訴人とBとの契約では清掃業務の下請けが禁止されていた。本件清掃業務委託契約の更新にあたっての見積書はB名義で作成され、本件清掃業務の状況や不始末はBが報告し、清掃中の物品破損についてもBが控訴人と示談書を締結していた。

(イ) Bは、控訴人本社内に従業員が常駐する詰所を有しており、清掃業務の遂行に関してもBのP社長が直接控訴人担当者として話をしていた。Hの従業員は、本件清掃業務を行うに際して、P社長からBの社員として登録するように指示され、Bの名刺を使用し、本件清掃業務のためDに入園するための業務通行証発行願はBが作成していた。

(2) 争点(2) (本件優待入場券の使用に係る費用の交際費該当性及びその額) について

次のとおり、本件優待入場券に関して控訴人が何らかの費用を支出したとしても、それは広告宣伝又は販売促進を目的とするものであり、交際費等が支出されたとみる余地はない。

ア 本件優待入場券の発行目的は、販売促進活動・広報活動や業務関連視察などに限定され、取引先等への手土産やお礼等の目的での使用は禁止している。

イ 本件プレス関係入場券は、すべての全国紙及び主要スポーツ紙、在京キー局、全国の地方テレビ局やラジオ、著名な雑誌や旅行雑誌の出版社など、広告効果の高い媒体に向けて網羅的に交付されており、控訴人が特に選定したマスコミ関係者に交付されたものではない。

本件プレス関係入場券は、「プレスファミリーデーのご案内」と題した招待状を送付し、入園当日に招待状を持参したマスコミ関係者及びその家族の人数に応じて最大5枚まで交付される。プレスファミリーデーの目的は、DやEで行うイベントを、広告効果の高いマスコミ関係者に告知し、実際にイベントを体験してもらった上で、将来の取材、報道を促すことを目的としたものである。

ウ 本件役員扱い入場券は、チケット収入と並んで控訴人の重要な収入源であるパーク内での商品販売収入や飲食販売収入の促進を図ることを目的としたものであり、交際費等ではない。

本件役員扱い入場券を取引先等への手土産やお礼等の目的で使用することは禁止している。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本件請求は、いずれも理由がないものと判断する。

その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決20頁2行目の「約8パーセント」から3行目末尾までを「7.91パーセントであった(乙55・別紙1。)」に、6行目の「S部等」を「S部(のちにT部)」に改め、7行目末尾に「平成17年6月3日に本件清掃業務の委託先が株式会社Oに変わると、本件清掃業務の担当部署は本件清掃業務以外の清掃業務の担当部署と同じT部になった。」を加える。

2 控訴人の当審における追加主張について

(1) 争点(1)に関する追加主張について

ア 控訴人は、Hに支払われた業務委託料は、Bが一方的に決定していたものであり、本件清掃業務の相当な対価とはいえない旨主張するところ、H東京支社営業開発部長Vは、Bからの業務委託料は、同社のP社長から提示され決定していた旨供述しているが(乙32の2枚目)、これによっても、P社長が、Hの意向を無視して業務委託料を独断で決めていた事実までを認めるには足りず、他に、Bが、Hに対する業務委託料の額を交渉によらずに一方的に決めていた事実を認めるに足りる証拠はない。むしろ、Hの第51期(決算年月:平成17年3月)の売上高は60億5226万9000円、経常利益は4億1710万9000円であり(乙15の3枚目)、その利益率は6.892パーセントになるところ、本件清掃業務については、Hは、平成17年3月期において、乙の自宅の清掃に要した費用(従業員2人の賃金160万9800円。乙55別添2の27、28頁)を含めてもなお、利益率7.91パーセントの利益をあげていること(乙55)が認められるので、Hに支払われた業務委託料は本件清掃業務の対価として相当なものであったというべきである。

イ 控訴人は、Bに支払われた業務委託料は、Jに支払われた金額を、ほぼそのまま引き継いだものであり、本件清掃業務の対価として経済的に合理的な金額であるとして、Kに支払う額をJに支払っていた額より増額し、その後さらに増額した経緯等について縷々主張する。

しかしながら、Bは、実際に本件清掃業務を実施することなく、控訴人がBに対して支払う金額(原判決別表2「原告支出金額(税込み)①」欄の金額)のうちの約40パーセントもの金額を収益(同表「差額(税込み)(①-②)」欄の金額)として得ていたのであるから、控訴人がBに支払っていた金額が、本件清掃業務の対価として不合理な金額であったことは明らかである(控訴人が、本件清掃業務の業務委託契約に係る事務を、K及びBと契約していた期間に限って、他の清掃業務を担当する部署とは異なる部署(総務部)に担当させていた事実も、控訴人がK及びBに対し、格別の配慮をしていたことを示すものである。)

ウ 控訴人は、Bは、控訴人に対して、Hが本件清掃業務を行っていることを隠ぺいしていたのであり、控訴人は、平成17年6月2日付けU新聞記事(乙41)によって報道されるまで、Hが本件清掃業務を行っていたことを全く知らなかった旨主張し、株式会社Wの常務取締役であるXの陳述書(甲38)中にはこれに沿う記載がある。

しかしながら、K及びBへの本件清掃業務の委託が昭和58年9月1日から平成17年6月2日まで約22年間もの長期間にわたっていたこと、控訴人は、昭和58年9月1日、本件清掃業務の委託先を、実績のあるJから、その前日に設立されたばかりのKに切り替え(乙

6、37)、さらに、昭和59年9月1日、休眠会社で清掃業務の営業実績もないBに切り替えたこと(乙7の3枚目、乙9、11)、Kへの切り替えについての控訴人の稟議書(甲37の3、乙36)、Bへの切り替えについての控訴人の稟議書(甲37の5、乙38)のいずれにも、両社の業務実績等に関する資料が添付されていないことに照らすと、控訴人は、Bが他社に本件清掃業務を委託することを承知していたものと認められ、甲38の上記記載は信用することができない。

そして、控訴人が、このように、Bが他社に本件清掃業務を委託することを知りながら、Bに本件清掃業務を委託していたのは、本件業務委託料差額を乙に得させる意図によるもので、乙に利益供与するための仮装・隠ぺい行為にはかならず、重加算税の賦課要件があることは明らかである。

(2) 争点(2)に関する追加主張について

控訴人は、本件優待入場券に関して何らかの費用を支出したとしても、それは広告宣伝又は販売促進を目的とするものであり、交際費等が支出されたとみる余地はない旨主張する。

しかしながら、本件優待入場券のうち、本件役員扱い入場券の配布先には控訴人の広告宣伝又は販売促進との結びつきが考えにくい企業や個人が多く含まれており(乙44)、パーク内での商品販売収入や飲食販売収入の促進を図ることを目的としたものとは言い難い。また、本件プレス関係入場券の配布先も控訴人の広告宣伝又は販売促進との結びつきが考えにくいマスコミの部署や役員、管理職が多く含まれており(乙48)、広告宣伝を目的としたものとは言い難く、プレスファミリーデーも、マスコミ関係者の家族を招待するものである以上、本件プレス関係入場券により来場したマスコミ関係者やその家族の歓心を買うための企画といわざるを得ない。

結局、控訴人が本件優待入場券を配付して使用させたのは、原判決が説示しているとおおり、特定の配布先に対する接待又は供応の趣旨によるものと認めるのが相当であり(原判決23頁8行目から11行目まで)、広告宣伝又は販売促進を目的とするものであったという控訴人の主張は採用することができない。

3 以上によれば、控訴人の本件請求はいずれも理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 倉吉 敬

裁判官 小林 元二

裁判官山本博は転補につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 倉吉 敬